

# ショートステイ 料金表

## ●【サービス利用料金(目安)】

※ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少誤差が発生します。

※一単位当たり10.55円(地域区分5級地)

(単位:円)

	介護度	介護サービス費			食費	滞在費	1日利用料		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
第4段階	要支援 1	614	1,228	1,842	1,629	2,546	4,789	5,403	6,017
	要支援 2	759	1,517	2,276			4,934	5,692	6,451
	要介護 1	848	1,695	2,542			5,023	5,870	6,717
	要介護 2	926	1,851	2,776			5,101	6,026	6,951
	要介護 3	1,011	2,022	3,032			5,186	6,197	7,207
	要介護 4	1,090	2,180	3,270			5,265	6,355	7,445
	要介護 5	1,168	2,336	3,504			5,343	6,511	7,679
第3段階	要支援 1		614		650	1,310			2,574
	要支援 2		759						2,719
	要介護 1		848						2,808
	要介護 2		926						2,886
	要介護 3		1,011						2,971
	要介護 4		1,090						3,050
	要介護 5		1,168						3,128
第2段階	要支援 1		614		390	820			1,824
	要支援 2		759						1,969
	要介護 1		848						2,058
	要介護 2		926						2,136
	要介護 3		1,011						2,221
	要介護 4		1,090						2,300
	要介護 5		1,168						2,378
第1段階	要支援 1		614		300	820			1,734
	要支援 2		759						1,879
	要介護 1		848						1,968
	要介護 2		926						2,046
	要介護 3		1,011						2,131
	要介護 4		1,090						2,210
	要介護 5		1,168						2,288

●上記利用料金には、介護職員処遇改善加算8.3%、特定処遇改善加算2.3%と一部加算を含んでいます。

## 【利用者負担段階】

- 第4段階 下記の第1～3段階に該当しない方。
- 第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1、2段階以外の方。
- 第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額ト合計所得金額の合計が80万円以下の方。
- 第1段階 世帯全員が市町村民税非課税で、生活保護を受給または老齢福祉年金を受給されている方。

●利用者負担限度額認定制度(\*認定には、市町村の介護保険課にて申請が必要になります。)

本人世帯の所得額に応じ、利用者負担が減額されます。詳しくは市町村介護保険課にご相談ください。

## ●その他の料金

- ・おやつ・飲み物第 ご利用を希望された場合 1日につき100円
- ・電化製品の使用料 下記電化製品について、1点につき1日30円  
(テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫・空気清浄機・加湿器・電気毛布類)
- ・文書料 300円/回
- ・理髪・美容代 実費負担 (出張サービスを利用した場合)
- ・診療費、行事費、日常生活品費等は実費負担になります。

●利用料金には、次の加算項目を含んでいます(要支援の場合は④のみ含む)

加算項目	金額 (1割の場合)	加算要件
① 看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を配置
② 看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を最低基準+1以上配置
③ 夜勤職員配置加算Ⅱ	19円/日	夜勤帯の職員を最低基準+1以上配置
④ サービス提供体制強化加算	13円/日	介護職員のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合

●下記は、該当する場合にのみ加算いたします。

〈要支援の場合は、☆のつく加算が対象となります〉

加算項目	金額 (1割の場合)	加算要件
医療連携強化加算	61円/日	医療的な対応等が必要であり、緊急時の対応について取り決めを行っている場合
☆療養食加算	9円/回	医師の指示に基づく療養食を提供した加算
☆若年性認知症利用者受入加算	127円/日	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合
☆認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円/日	認知症・心理症状で緊急に受け入れをした場合
☆送迎加算	194円/片道	居宅・当施設間の送迎を行った場合
緊急短期入所受入加算	95円/日	緊急に利用者を受け入れサービスを提供した場合
在宅中重度者受入加算	436円/日	利用者が利用している訪問看護事業所が短期入居利用中、利用者の健康上の管理を行った場合
☆個別機能訓練加算	13円/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施及び評価を行った場合
☆生活機能向上連携加算	228円/月	医療提供施設の機能訓練指導員や医師がショートステイを訪問し、その職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画書を作成した場合
☆認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	利用者の総数のうち、認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。また、専門的な研修を終了している者を1人以上配置してケアを実施した場合
☆認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	施設全体の認知症ケアの指導を実施していること。また、認知症ケアに関する研修計画書を作成し、実施した場合